

「控除対象財産」について

再投下対象財産(社会福祉充実財産)の有効活用について

- 社会福祉法人が保有する財産については、事業継続に必要な財産(控除対象財産) を控除した上で、 再投下対象財産(社会福祉充実財産)を明確化する。
- 社会福祉充実財産が生じる場合には、法人が策定する社会福祉充実計画に基づき、既存事業の充実 や新たな取組に有効活用する仕組みを構築する。

資産から負債(借入金等) や基本金を控除し、現に活 用可能な資産を算出。

【①事業用不動産等】

財産目録上の事業用 不動産等の合計額

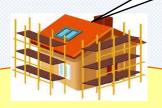
【活用可能な財産】



資産一負債一基本金 一国庫補助等特別 積立金

> 社会福祉事業等に活 用している不動産の 帳簿価格。

【②将来の建替費用等】



(=控除対象財産)

緊急な支払い等に備 えるための運転資金

施設の将来の建替とそ れまでの間の大規模修 繕に係る費用等

減価償却累計額×建設単価等上 昇率×自己資金比率〇% 等

[3]運転資金]



年間支出の3月分

社会福祉充実

財産が生じた

場合のみ

「社会福祉充実計画」を策定 し、計画的に、既存事業の充 実又は新規事業に活用。

【再投下対象財産】 (社会福祉充実財産) ※ 法律上は社会福祉充実残額

【社会福祉充実計画の策定】



(社会福祉充実財産の使途は、以下の順に検討の上、法人が策定する社会福祉充実計画に基づき、既存事業の充実や新たな事業に再投資)



第1順位:社会福祉事業



第2順位:地域公益事業



第3順位:公益事業

再投下対象財産(社会福祉充実財産)の使途について

〇 再投下対象財産(社会福祉充実財産)は、法人が社会福祉充実計画を策定することにより、<u>その使</u> <u>途を「見える化」する</u>ものであり、<u>法人の自主的な経営判断の下、収益事業を除き、例えば以下のよ</u> <u>うな様々な事業に柔軟に活用が可能</u>である。

【再投下対象財産】 (社会福祉充実財産)





【第1順位:社会福祉事業】

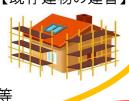
【職員処遇の改善】



【新たな人材の雇入れ】



【既存建物の建替】



原則、社会福祉充実財産の 全額について、5年間で計画 的に再投資。ただし、合理的 な理由がある場合は、計画 期間を10年まで延長可能。

【第2順位:地域公益事業】

【単身高齢者の見守り】



【制度の狭間に対応する 包括的な相談支援】



等

【移動支援】



【介護人材の養成事業】



【ケアマネジメント事業】

【第3順位:公益事業】



【配食事業】



- ※ 地域公益事業は、支援が必要な者に対して、 無料又は低額で行う福祉サービスをいう。
- ① 既存事業の充実又は新規事業の 開設のいずれにも充てることが可 能。
- ② 社会福祉充実財産に加え、控除 対象財産等を組み合わせて、事業 を実施することも可能。
- ※ 公益事業は、地域公益事業以外の公益事業を いう。
 - ③ 社会福祉充実財産は毎年度見直 しを行い、当該財産額の変動に応 じて使途の変更が可能。

「社会福祉充実財産」の算定及び「社会福祉充実計画」のポイント

①社会福祉充実財産の算定 (財産あり) (財産なし) 社会福祉充実財産の算定結果の届出 ②社会福祉充実計画原案の作成 (地域公益事業を<mark>行</mark>わない場合) (地域公益事業を行う場合) ③地域協議会等からの意見聴取 (法第55条の2第6項) ④公認会計士・税理士等からの意見聴取 (法第55条の2第5項) ⑤評議員会の承認 (法第55条の2第7項) ⑥所轄庁への申請 ⑦計画に基づく事業実施

【ポイント1】

○ 社会福祉充実財産は、毎年度算定することが必要であり、一度算定した財産額が永続的に固定されるものではない。

【ポイント2】

○ 控除対象財産は、社会福祉充実財産の算定上の 計算ルールであり、実際上又は会計上の使途を限 定するものではない。

【ポイント3】

- 計画の策定はあくまで社会福祉充実財産の使途 を「見える化」するために行うもの。
- 計画の内容は、地域の福祉ニーズを踏まえつつ も、最終的には法人が自主的に判断。
- 社会福祉充実財産は、収益事業を除き、職員処 遇の改善や建物の建替など既存事業の充実又は新 規事業の展開など、多様な使途に活用可能。

【ポイント4】

○ 計画は、原則、社会福祉充実財産の全額について、5年で活用。ただし、合理的な理由がある場合には、計画期間の10年までの延長が可能。

【ポイント5】

○ 所轄庁は、法人の自主性を最大限尊重し、計画が 明らかに不合理な内容を伴うものでない限り、承認 する。

【ポイント6】

○ 計画は、社会福祉充実財産の増減など状況の変化 に応じて、柔軟に変更が可能。

社会福祉充実財産の算定式

社会福祉充実財産(C) = (A)(活用可能な財産) - (B)(控除対象財産①(社会福祉法に 基づく事業に活用している不動産等〕 十控除対象財産②〔再生産に必 要な財産]十控除対象財産③[必要な運転資金])

(再投下対象財産)

(A)[活用可能な財産]

- = 資産-負債-基本金-国庫補助金等特別積立金
- ※2 控除対象財産①〔社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等〕
 - = 財産目録により特定した事業対象不動産等に係る貸借対照表価額の合計額〇円-基本金-国庫補助金等 特別積立金一対応負債
- ※3 控除対象財産②[再生産に必要な財産]
 - 【将来の建替に必要な費用】

(現在の建物に係る減価償却累計額○円×建設単価等上昇率○. ○)×一般的な自己資金比率○% 【建替までの間の大規模修繕に必要な費用】

- + (現在の建物に係る減価償却累計額〇円×一般的な大規模修繕費用割合20%)ー過去の修繕額〇円 【設備・車両等の更新に必要な費用】
- + 減価償却の対象となる固定資産(10万円以上)に係る減価償却累計額の合計額
- ※4 控除対象財産③[必要な運転資金] = 年間事業活動支出の3月分
- なお、各法人の事務処理を円滑にする観点から、今年度中に構築する予定の「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」において、 これらの計算を簡易に行うための入力シートを組み込む予定。
- ※ 各種係数については、現時点では仮置きであり、別途行うこととしている調査研究事業の結果などを踏まえ、最終的に決定。

1. ①社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」の算定のメルクマール

「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」の算定のメルクマール

- 「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」については、原則として、貸借対照表上の資産の区分に応じ、以下の考え方に基づき、その該当の有無を判定することとし、具体的には財産目録により、表示することとしてはどうか。
 - (◎・・・控除対象となるもの、○・・・具体的な財産の内容により控除対象となり得るもの、一・・・控除対象とはならないもの)

| | | 协 险 号 色 | | |
|---------------|-------|--|---------------|---|
| 大区分 | 中区分 | 勘定科目の説明 (運用上の留意事項より抜粋) | 控除対象 の判別 | 理由·留意事項等 |
| | 現金預金 | 現金(硬貨、小切手、紙幣、郵便為替証書、郵便振替貯 金払出証書、官公庁の支払通知書等)及び預貯金(当座 預金、普通預金、定期預金、郵便貯金、金銭信託等)をい う。 | _ | 最終的に使途目的が不明確な 財産となることから控除対象と はならない。 |
| 流 | 有価証券 | 国債、地方債、株式、社債、証券投資信託の受益証券な どのうち時価の変動により利益を得ることを目的とする有 価証券をいう。 | ı | |
| 流動資産① | 事業未収金 | 事業収益に対する未収入金をいう。 | _ | |
| 産 ① | 未収金 | 事業収益以外の収益に対する未収入金をいう。 | _ | |
| | 未収補助金 | 施設整備、設備整備及び事業に係る補助金等の未収額 をいう。 | 0 | 社会福祉事業等の用に供されることが明らかに見込まれることから、控除対象となる。 |
| | 未収収益 | 一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、す でに提供した役務に対していまだその対価の支払を受け ていないものをいう。 | _ | 最終的に使途目的が不明確な 財産となることから控除対象と はならない。 |

| | | <資産の部> | 控除対象 | |
|-------|---------------|---|---------|---|
| 大区分 | 中区分 | 勘定科目の説明 (運用上の留意事項より抜粋) | 控除対象の判別 | 理由・留意事項 等 |
| | 受取手形 | 事業の取引先との通常の取引に基づいて発生した手形 債権(金融手形を除く)をいう。 | Ι | 最終的に使途目的が不明確な 財産となることから控除対象と はならない。 |
| | 貯蔵品 | 消耗品等で未使用の物品をいう。業種の特性に応じ小区 分を設けることができる。 | 0 | 社会福祉事業等の用に供され るものに限り、控除対象となる。 |
| | 医薬品 | 医薬品の棚卸高をいう。 | 0 | 社会福祉事業等の用に供され |
| | 診療・療養費等材 料 | 診療・療養費等材料の棚卸高をいう。 | 0 | ることが明らかに見込まれるこ とから、控除対象となる。 |
| 流 | 給食用材料 | 給食用材料の棚卸高をいう。 | 0 | |
| 流動資産② | 商品・製品 | 売買又は製造する物品の販売を目的として所有するもの をいう。 | 0 | |
| | 仕掛品 | 製品製造又は受託加工のために現に仕掛中のものをいう。 | 0 | |
| | 原材料 | 製品製造又は受託加工の目的で消費される物品で、消費されていないものをいう。 | 0 | |
| | 立替金 | 一時的に立替払いをした場合の債権額をいう。 | _ | 最終的に使途目的が不明確な 財産となることから控除対象と はならない。 |
| | 前払金 | 物品等の購入代金及び役務提供の対価の一部又は全部 の前払額をいう。 | 0 | 社会福祉事業等の用に供され るものに限り、控除対象となる。 |

| | | <資産の部> | 地岭与各 | | | |
|----------|----------------------------|--|-------------------------|---|--|--|
| 大区分 | 中区分 | 勘定科目の説明 (運用上の留意事項より抜粋) | 控除対象 の判別 | 理由・留意事項 等 | | |
| | 前払費用 | 一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、 いまだ提供されていない役務に対し支払われた対価をい う。 | 0 | 費用化されるため、控除対象となる。 | | |
| | 1年以内回収予定長 期貸付金 | 長期貸付金のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年 以内に入金の期限が到来するものをいう。 | 0 | 社会福祉事業等の用に供さ れるものに限り、控除対象と なる。 | | |
| | 1年以内回収予定事 業区分間長期貸付 金 | 事業区分間長期貸付金のうち貸借対照表日の翌日から 起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。 | | 法人全体の貸借対照表には 計上されない。 | | |
| 流動資産③ | 1年以内回収予定拠 点区分間長期貸付 金 | 拠点区分間長期貸付金のうち貸借対照表日の翌日から 起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。 | | | | |
| 3 | 短期貸付金 | 生計困窮者に対して無利子または低利で資金を融通する事業、法人が職員の質の向上や福利厚生の一環として行う奨学金貸付等、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。 | 0 | 社会福祉事業等の用に供されることが明らかに見込まれることから、控除対象となる。 | | |
| | 事業区分間貸付金 | | 法人全体の貸借対照表には 計上されない。 | | | |
| | 拠点区分間貸付金 | 同一事業区分内における他の拠点区分への貸付額で、 貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期 限が到来するものをいう。 | | | | |

| | | 协险社会 | | | | |
|---------------------------------------|----------|---|-------------|------------------------------------|--|--|
| 大区分 | 中区分 | 勘定科目の説明 (運用上の留意事項より抜粋) | 控除対象 の判別 | 理由・留意事項 等 | | |
| | 仮払金 | 処理すべき科目又は金額が確定しない場合の支出額を 一時的に処理する科目をいう。 | 0 | 社会福祉事業等の用に供されるものに限り、控除対象となる。 | | |
| 流動資産④ | その他の流動資産 | 上記に属さない債権等であって、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。 ただし、金額の大きいものについては独立の勘定科目を 設けて処理することが望ましい。 | 0 | | | |
| | 徴収不能引当金 | 未収金や受取手形について回収不能額を見積もったとき の引当金をいう。 | | 資産から控除済。 | | |
| 固 | 土地 | 基本財産に帰属する土地をいう。 | 0 | 社会福祉事業等の用に供され | | |
| 定 資 | 建物 | 基本財産に帰属する建物及び建物付属設備をいう。 | © | ることが明らかに見込まれるこ とから、控除対象となる。 | | |
| 固定資産(基本財産 | 定期預金 | 定款等に定められた基本財産として保有する定期預金を いう。 | 0 | 法人設立の要件となっているも のに限り、控除対象となる。 | | |
| | 投資有価証券 | 定款等に定められた基本財産として保有する有価証券を いう。 | 0 | | | |
| 固 | 土地 | 基本財産以外に帰属する土地をいう。 | 0 | 社会福祉事業等の用に供され | | |
| 固定資産(その他 | 建物 | 基本財産以外に帰属する建物及び建物付属設備をいう。 | 0 | るものに限り、控除対象となる。 | | |
| A C C C C C C C C C C C C C C C C C C | 構築物 | 建物以外の土地に固着している建造物をいう。 | 0 | | | |
| ^① 他 の | 機械及び装置 | 機械及び装置をいう。 | 0 | | | |
| 固 | 車輌運搬具 | 送迎用バス、乗用車、入浴車等をいう。 | 0 | | | |

| | | <資産の部> | 协险社会 | | | | |
|----------|----------------|---|---------------|---|--|--|--|
| 大区分 | 中区分 | 勘定科目の説明 (運用上の留意事項より抜粋) | 控除対象 の判別 | 理由・留意事項 等 | | | |
| | 器具及び備品 | 器具及び備品をいう。 | 0 | 社会福祉事業等の用に供され るものに限り、控除対象となる。 | | | |
| | 建設仮勘定 | 有形固定資産の建設、拡張、改造などの工事が完了し 稼働するまでに発生する請負前渡金、建設用材料部品 の買入代金等をいう。 | © | 社会福祉事業等の用に供され ることが明らかに見込まれるこ とから、控除対象となる。 | | | |
| 固 | 有形リース資産 | 有形固定資産のうちリースに係る資産をいう。 | 0 | 社会福祉事業等の用に供され | | | |
| 定 | 権利 | 法律上又は契約上の権利をいう。 | 0 | るものに限り、控除対象となる。 | | | |
| 固定資産(その他 | ソフトウェア | コンピュータソフトウェアに係る費用で、外部から購入した場合の取得に要する費用ないしは制作費用のうち研究開発費に該当しないものをいう。 | 0 | | | | |
| | 無形リース資産 | 無形固定資産のうちリースに係る資産をいう。 | 0 | | | | |
| の固定資産)② | 投資有価証券 | 長期的に所有する有価証券で基本財産に属さないものをいう。 | _ | 最終的に使途目的が不明確な 財産となることから控除対象と はならない。 | | | |
| | 長期貸付金 | 生計困窮者に対して無利子または低利で資金を融通する事業、法人が職員の質の向上や福利厚生の一環として行う奨学金貸付等、貸借対照表日の翌日から起算して入金の期限が1年を超えて到来するものをいう。 | © | 社会福祉事業等の用に供されることが明らかに見込まれることから、控除対象となる。 | | | |
| | 事業区分間長期貸 付金 | 他の事業区分への貸付金で貸借対照表日の翌日から 起算して入金の期限が1年を超えて到来するものをいう。 | | 法人全体の貸借対照表には計 上されない。 | | | |

| | | <資産の部> | 协险社会 | |
|-----------------|---|--|-------------|---|
| 大区分 | 中区分 | 勘定科目の説明 (運用上の留意事項より抜粋) | 控除対象 の判別 | 理由·留意事項等 |
| | 拠点区分間長期貸付 金 | 同一事業区分内における他の拠点区分への貸付金で 貸借対照表日の翌日から起算して入金の期限が1年を 超えて到来するものをいう。 | | 法人全体の貸借対照表には計 上されない。 |
| | 退職給付引当資産 | 退職金の支払に充てるために退職給付引当金に対応 して積み立てた現金預金等をいう。 | | 負債から控除済。 |
| 固定資産(その他の固定資産)③ | 長期預り金積立資産 | 長期預り金(注:ケアハウス等における入居者からの管理費等)に対応して積み立てた現金預金等をいう。 | 0 | 社会福祉事業等の用に供され ることが明らかに見込まれるこ とから、控除対象となる。 |
| | ○○積立資産 | 将来における特定の目的のために積立てた現金預金 等をいう。なお、積立資産の目的を示す名称を付した科 目で記載する。 | | 使途目的の定めのない財産であることから控除対象とはならない。ただし、障害者総合支援法に基づく就労支援事業による工賃変動積立金については、この限りではない。 |
| 上資産) ③ | 差入保証金 | 賃貸用不動産に入居する際に賃貸人に差し入れる保 証金をいう。 | 0 | 社会福祉事業等の用に供され ることが明らかに見込まれるこ とから、控除対象となる。 |
| | 長期前払費用 時の経過に依存する継続的な役務の享受取引に対する前払分で貸借対照表日の翌日から起算して1年を起えて費用化される未経過分の金額をいう。 | | | 費用化されるため、控除対象となる。 |
| | その他の固定資産 | 上記に属さない債権等であって、貸借対照表日の翌日から起算して入金の期限が1年を超えて到来するものをいう。ただし、金額の大きいものについては独立の勘定科目を設けて処理することが望ましい。 | 0 | 社会福祉事業等の用に供され るものに限り、控除対象とな る。 |

2. 財産目録の様式の見直しについて

財産目録の様式の見直しについて

○「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」について、財産目録上、財産の種類ごとに、控除対象 の該当の有無が明らかとなるよう、財産目録の様式を以下のとおり見直すこととしてはどうか。

赤枠が追加内容 (記載例) ない) 平成 年 月 日現在 (単位:円) ▮ (単位:円) 控除対 控除対 取得年度 場所・物量等 使用目的等 取得価額 減価償却累計額 貸借対照表価額 貸借対照表科目 象 I 資産の部 1 流動資産 現金預金 現金 現金手許有高 運転資金として $\times \times \times$ × 普诵預金 ○○銀行○○支店他 運転資金として $\times \times \times$ × 小計 $\times \times \times$ 事業未収金 〇月分介護報酬等 $\times \times \times$ × 流動資産合計 $\times \times \times$ 2 固定資産 (1) 基本財産 第1種社会福祉事業である、〇〇 土地 (A拠点)〇〇市〇〇町1-1-1 0 $\times \times \times$ 施設等に使用している 第2種社会福祉事業である、▲▲ (B拠点)〇〇市〇〇町2-2-2 $\times \times \times$ 0 施設等に使用している 小計 $\times \times \times$ 第1種社会福祉事業である、〇〇 $\times \times \times$ 建物 (A拠点)〇〇市〇〇町1-1-1 19××年度 $\times \times \times$ $\times \times \times$ 0 施設等に使用している 第2種社会福祉事業である、▲▲ (B拠点)〇〇市〇〇町2-2-2 19××年度 0 $\times \times \times$ $\times \times \times$ 施設等に使用している 小計 $\times \times \times$ 寄附者により○○事業に使用する 定期預金 〇〇銀行〇〇支店他 0 $\times \times \times$ ことが指定されている 投資有価証券 第〇回利付国債他 特段の指定がない × $\times \times \times$

基本財産合計

→算定シート で判定(財産 目録を構成し

象額

 $\times \times \times$

※ 赤枠が追加内容

| (2) その他の固定財産 | | | | | | |
|--------------|-------------------|--------------|---------------------------------|-----|-----|-------|
| 土地 | (○拠点)○○市○○町3-3-3 | _ | 5年後に開設する〇〇事業のため の用地 | _ | _ | ××× |
| | (本部拠点)〇〇市〇〇町4-4-4 | _ | 本部として使用している | _ | _ | ××× |
| | | | 小計 | | | ××× |
| 建物 | (C拠点)○○市○○町5-5-5 | 20××年度 | 第2種社会福祉事業である、訪問 介護事業所に使用している | ××× | ××× | ××× |
| 車輌運搬具 | 〇〇他3台 | _ | 利用者送迎用 | ××× | ××× | ××× |
| | 〇〇他1台 | _ | 職員移動用 | ××× | ××× | ××× |
| | | | 小計 | | | ××× |
| 〇〇積立資産 | 定期預金 〇〇銀行〇〇支店他 | _ | 将来における〇〇の目的のため に積み立てている定期預金 | _ | _ | ××× |
| | | _ | | _ | _ | |
| | その他の固定財 | 奎合計 | | | | ××× |
| | 固定資産合 | † | | | | ××× |
| | 資産合計 | | | | | ××× |
| Ⅱ 負債の部 | | | | | | |
| 1 流動負債 | | | | | | |
| 短期運営資金借入金 | 〇〇銀行〇〇支店他 | _ | |]- | _ | ××× |
| 事業未払金 | 〇月分水道光熱費他 | _ | |]- | _ | ××× |
| 職員預り金 | 〇月分源泉所得税他 | - | | _ | - | ××× |
| | | | | _ | _ | |
| | 流動負債合 | | | | | ××× |
| 2 固定負債 | | | | 1 | | |
| 設備資金借入金 | 独立行政法人福祉医療機構他 | - | | _ | - | ××× |
| 長期運営資金借入金 | 〇〇銀行〇〇支店他 | _ | | - | - | ××× |
| | | | | _ | _ | |
| | 固定負債合 | | | | | × × × |
| 負債合計 | | | | | | |
| | 差引純資產 | <u>É</u> | | | | ××× |

×

(記載上の留意事項)

- ・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
- ・同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載する ものとする。
- ・科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させる。
- ・「使用目的等」欄には、社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。 なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しない。
- ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意する。
- ・建物についてのみ「取得年度」欄を記載する。
- ・減価償却資産(有形固定資産に限る)については、「減価償却累計額」欄を記載する。 また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載 する。
- ・車輌運搬具の○○には会社名と車種を記載すること。車輌番号は任意記載とする。
- ・預金に関する口座番号は任意記載とする。

3. 対応負債の計算方法について

対応負債の計算方法について

- 対応負債の調整は、<u>控除対象財産の財源について、借入金(負債)により賄われている場合には、「活用可能な財産」の算定時に既に負債全額を控除していることから、二重の控除を排除するため、当該控除対象財</u>産額から負債分を差し引く調整を行うもの。
- 公益法人制度においては、対応負債の計算に当たって、
 - ① 控除対象財産と個別の対応関係がある負債を特定する「個別対応方式」と、
 - ② 控除対象財産と個別の対応関係がある負債を特定しない「簡便方式」とが定められ、これらのいずれかの方式を法人が選択できることとされている。
- 他方、社会福祉法人においては、「負債の部」の科目において、設備資金借入金、リース債務など、控除対象財産に対応する負債の大部分に相当すると考えられる科目が設定されている。
- このため、「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」の算定に当たって必要となる対応負債の計算 算方法については、簡便な算定方法にも配慮し、
 - ① 1年以内返済予定設備資金借入金
 - ② 1年以内返済予定リース債務
 - ③ 設備資金借入金
 - ④ リース債務
 - の合計額としてはどうか。

(ただし、控除対象財産に明らかに対応しない負債は除く。)

【公益法人における「負債の部」科目】

| | 負債の部 | | | | | | |
|------|--|--|--|--|--|--|--|
| 大科目 | 中科目 | | | | | | |
| 流動負債 | 支払手形 未払金 前受金 預り金 短期借入金 1年以内返済予定長期借入金 賞与引当金 | | | | | | |
| 固定負債 | 長期借入金 退職給付引当金 役員退職慰労引当金 受入保証金 | | | | | | |

「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」 については、建物・設備に係る資産額が大部分を占め ることとなるが、これらに対応する負債は、概ね右記 の合計額に相当するものと考えられる。

⇒ これにより簡便な対応負債の計算が可能となる。

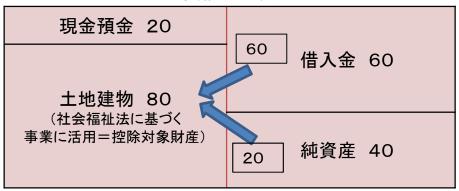
【社会福祉法人における「負債の部」科目】

| | 負債の部 | | | | | | | |
|------|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 大科目 | 中科目 | | | | | | | |
| 流動負債 | 短期運営資金借入金 事業未払金 その他の未払金 支払手形 役員等短期借入金 1年以内返済予定設備資金借入金 1年以内返済予定リース債務 1年以内返済予定リース債務 1年以内返済予定事業区分間長期借入金 1年以内返済予定拠点区分間長期借入金 未払費用 預り金 前受金 前受金 前受金 前受公 首との他の流動負債 | | | | | | | |
| 固定負債 | 設備資金借入金 長期運営資金借入金 リース債務 役員等長期借入金 事業区分間長期借入金 拠点区分間長期借入金 退職給付引当金 長期未払金 長期預り金 その他の固定負債 | | | | | | | |

「対応負債」算定の考え方について

平成28年7月13日第4回 社会福祉法人の財務規律の 向上に係る検討会提出資料

貸借対照表



(事例)

- ・法人の資産100、負債60(借入金は全て土地建物の取得に充てている。)
 - ※基本金、国庫補助金等特別積立金は計上していないものとする。
- 〇対応負債とは、控除対象財産額のうち負債で賄われている額を算定し、2重控除を排除するもの。
- (控除対象財産に対応する負債を控除しない場合)
 - 40(純資産)-80(控除対象財産)=△40
 - ⇒ 80(控除対象財産)のうち60は借入金で賄われており、2重引きとなる。
- (控除対象財産に対応する負債の額を控除する場合)
 - 40(純資産)-[80(控除対象財産)-60(控除対象財産に対応する負債)]=20
 - ⇒ 80(控除対象財産)のうち60は借入金で賄われているため、2重引きを排除する。
- 以上より、控除対象財産から対応する負債を控除することが必要。

4. 建設時の自己資金比率が高い施設の取扱いについて

建設時の自己資金比率が高い施設の取扱いについて

- 社会福祉施設等の再取得に必要な財産については、減価償却累計額に、一般的自己資金比率 (15%) 又は案1のとおり、福祉医療機構の融資実績等に基づく90%点の上限(35%)を乗じて得 た額を控除対象とし、これを超える財産は、社会福祉充実財産として、福祉サービスの充実に再投下 することを想定。
 - ※ 一般的自己資金比率等については、別途行っている調査研究事業の結果を踏まえ、設定すること としているため、現時点では仮置き。
- 一般的自己資金比率(15%)については、近年、補助金比率が減少傾向にある中、直近の実績を 踏まえた割合を設定することにより、こうした状況の反映が可能。
- 他方、建設時の自己資金比率が一般的自己資金比率を上回る場合については、<u>福祉医療機構の融</u> <u>資実績等に基づく90%点を上限(35%)とする(案1)</u>ことが考えられる一方、法人の経営努力を より適切に反映する観点から、<u>各施設の建設時の自己資金比率をそのまま適用する(案2)</u>ことも 考えられるが、どうか。

【参考】福祉医療機構による融資データにおける補助金比率(入所施設の平均)

| | 平成11年度 | 平成14年度 | 平成17年度 | 平成20年度 | 平成23年度 | 平成26年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 自己資金比率 | 7.9% | 8.0% | 12.4% | 14.8% | 12.7% | 15.7% |
| 借入金比率 | 25.9% | 32.8% | 58.2% | 60.5% | 55.8% | 59.3% |
| 補助金比率 | 66.1% | 59.2% | 29.4% | 24.7% | 31.5% | 25.0% |

5. 建設費・建物仕様の向上について

建設費・建物仕様の向上

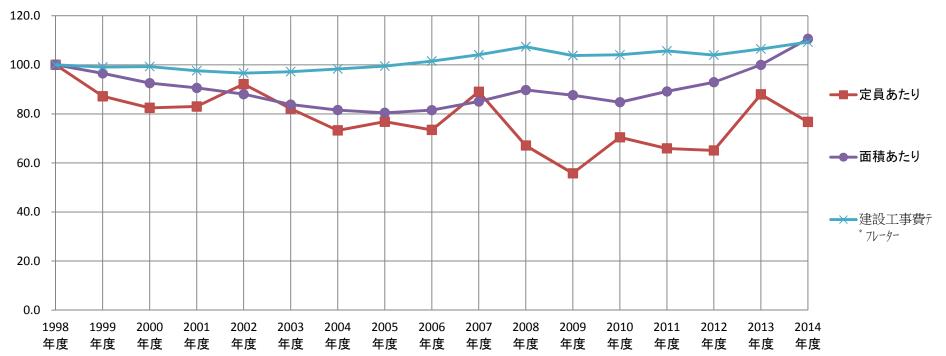
○ 建設費・建物仕様の向上に係る費用を見込むに当たっては、下表のとおり、①建設工事費デフレーターにより見込む方法、②建設時の1㎡当たりの建設費用と標準的な1㎡当たりの建設費用を比較する方法、 ③建設時の定員1人当たりの建設費用と標準的な定員1人当たりの建設費用を比較する方法が考えられるが、どうか。

| | \$ 1 | 案 | 2 |
|----------|---|--|--|
| | 案 1 | 案2一① | 案2-② |
| 考え方 | 建設時の建設費用に、直近の建設工 事費デフレーターの変動率を乗じる。 | 建設時の1㎡当たり建設費用と、直近の福祉医療機構の融資データ等による1㎡当たり建設費用の増減率を算出し、建設時の建設費用に、これを乗じる。 | 建設時の定員1人当たり建設費用と、 直近の福祉医療機構の融資データ等 による定員1人当たり建設費用の増 減率を算出し、建設時の建設費用に、 これを乗じる。 |
| 算定式のイメージ | 減価償却費累計額 × 建設工事費 デフレーターの変動率 a % = 建替費用 | 減価償却費累計額 × (d/f)% = 建替費用 ※ d=福祉医療機構の融資実績等 による1㎡当たり建設費用 ※ f=各施設建設時の1㎡当たり 建設費用 | 減価償却費累計額×(b/c)% = 建替費用 ※ b=福祉医療機構の融資実績等 による定員1人当たり建設費用 ※ c=各施設建設時の定員1人当 たり建設費用 |
| ポイント | ○ 建築資材や人件費等の建設コストに係る変動要素を統計的・客観的に勘案可能。○ 居室面積等の施設の規格向上に係る費用が勘案されない。 | ○ 居室面積、共有スペース拡大、 設備充実など、施設の規格向上を 幅広く勘案可能。 ○ 建設時コストが低廉な施設は増 加率が高くなる一方、建設時コストが高額であった施設は増加率が 低くなる。 | ○ 基準改正により、定員1人当たりの居室に係る面積基準の拡大が図られていることを勘案可能。 ○ 建設時コストが低廉な施設は増加率が高くなる一方、建設時コストが高額であった施設は増加率が低くなる。 |

全施設平均の場合

| | | 1998 年度 | 1999 年度 | 2000 年度 | 2001 年度 | 2002 年度 | 2003 年度 | 2004 年度 | 2005 年度 | 2006 年度 | 2007 年度 | 2008 年度 | 2009 年度 | 2010 年度 | 2011 年度 | 2012 年度 | 2013 年度 | 2014 年度 |
|-------|---------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 定員あたり | 建設単価 (単位:千円) | 11,711 | 10,212 | 9,658 | 9,724 | 10,790 | 9,619 | 8,582 | 8,996 | 8,601 | 10,424 | 7,856 | 6,529 | 8,249 | 7,717 | 7,622 | 10,300 | 8,985 |
| | 1998年度 基準 | 100.0 | 87.2 | 82.5 | 83.0 | 92.1 | 82.1 | 73.3 | 76.8 | 73.4 | 89.0 | 67.1 | 55.8 | 70.4 | 65.9 | 65.1 | 88.0 | 76.7 |
| 面積 | 建設単価 (単位:千円) | 297 | 287 | 275 | 269 | 262 | 249 | 242 | 239 | 242 | 253 | 267 | 260 | 252 | 265 | 276 | 297 | 328 |
| あたり | 1998年度 基準 | 100.0 | 96.5 | 92.5 | 90.6 | 88.0 | 83.8 | 81.6 | 80.5 | 81.5 | 85.0 | 89.7 | 87.6 | 84.8 | 89.2 | 92.9 | 100.0 | 110.6 |
| デフレ | エ事費 アーター 年基準) | 100.0 | 99.1 | 99.3 | 97.6 | 96.6 | 97.2 | 98.3 | 99.5 | 101.5 | 104.1 | 107.4 | 103.8 | 104.1 | 105.7 | 104.0 | 106.5 | 109.3 |

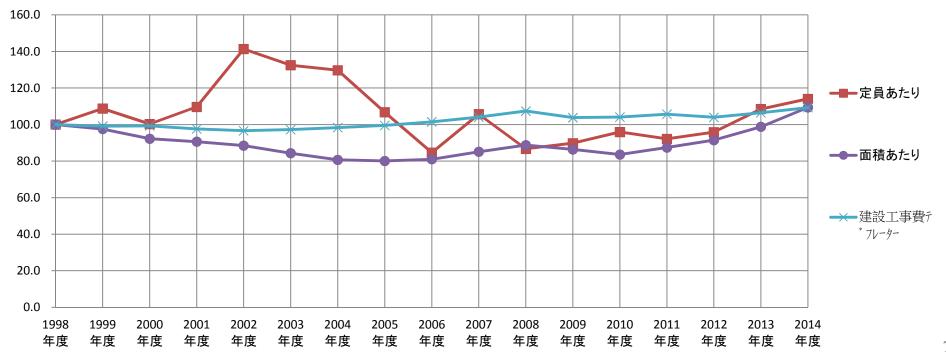
- ※ 福祉医療機構における融資データによる。
- ※ 1998年度を100とした場合の指数。



入所施設平均の場合

| | | 1998 年度 | 1999 年度 | 2000 年度 | 2001 年度 | 2002 年度 | 2003 年度 | 2004 年度 | 2005 年度 | 2006 年度 | 2007 年度 | 2008 年度 | 2009 年度 | 2010 年度 | 2011 年度 | 2012 年度 | 2013 年度 | 2014 年度 |
|-----|--------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 定員 | 建設単価 (単位:千円) | 14,618 | 15,895 | 14,662 | 16,030 | 20,659 | 19,361 | 18,961 | 15,601 | 12,368 | 15,448 | 12,675 | 13,124 | 14,018 | 13,473 | 14,010 | 15,855 | 16,668 |
| あたり | 1998年度 基準 | 100.0 | 108.7 | 100.3 | 109.7 | 141.3 | 132.5 | 129.7 | 106.7 | 84.6 | 105.7 | 86.7 | 89.8 | 95.9 | 92.2 | 95.8 | 108.5 | 114.0 |
| 面積 | 建設単価 (単位:千円) | 297 | 290 | 274 | 269 | 263 | 250 | 240 | 238 | 241 | 253 | 264 | 257 | 248 | 260 | 272 | 293 | 325 |
| あたり | 1998年度 基準 | 100.0 | 97.5 | 92.2 | 90.6 | 88.5 | 84.3 | 80.7 | 80.1 | 81.0 | 85.1 | 88.7 | 86.4 | 83.6 | 87.4 | 91.5 | 98.7 | 109.3 |
| デフレ | エ事費 ーター 年基準) | 100.0 | 99.1 | 99.3 | 97.6 | 96.6 | 97.2 | 98.3 | 99.5 | 101.5 | 104.1 | 107.4 | 103.8 | 104.1 | 105.7 | 104.0 | 106.5 | 109.3 |

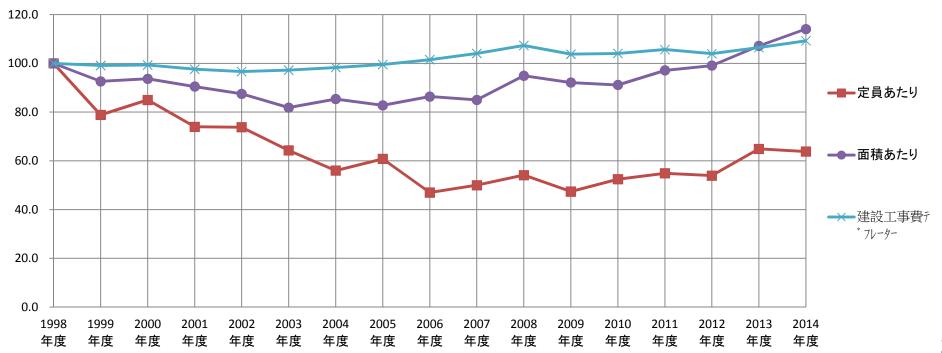
- ※ 福祉医療機構における融資データによる。
- ※ 1998年度を100とした場合の指数。



通所施設平均の場合

| | | 1998 年度 | 1999 年度 | 2000 年度 | 2001 年度 | 2002 年度 | 2003 年度 | 2004 年度 | 2005 年度 | 2006 年度 | 2007 年度 | 2008 年度 | 2009 年度 | 2010 年度 | 2011 年度 | 2012 年度 | 2013 年度 | 2014 年度 |
|-----|---------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 定員 | 建設単価 (単位:千円) | 5,132 | 4,048 | 4,362 | 3,796 | 3,787 | 3,299 | 2,874 | 3,121 | 2,412 | 2,567 | 2,779 | 2,432 | 2,693 | 2,817 | 2,769 | 3,332 | 3,276 |
| あたり | 1998年度 基準 | 100.0 | 78.9 | 85.0 | 74.0 | 73.8 | 64.3 | 56.0 | 60.8 | 47.0 | 50.0 | 54.2 | 47.4 | 52.5 | 54.9 | 54.0 | 64.9 | 63.8 |
| 面積 | 建設単価 (単位:千円) | 297 | 275 | 278 | 269 | 260 | 243 | 253 | 246 | 257 | 252 | 282 | 274 | 271 | 288 | 294 | 318 | 339 |
| あたり | 1998年度 基準 | 100.0 | 92.6 | 93.7 | 90.5 | 87.5 | 81.8 | 85.4 | 82.8 | 86.4 | 85.0 | 94.9 | 92.1 | 91.1 | 97.1 | 99.1 | 107.1 | 114.1 |
| デフレ | エ事費 ・一ター 年基準) | 100.0 | 99.1 | 99.3 | 97.6 | 96.6 | 97.2 | 98.3 | 99.5 | 101.5 | 104.1 | 107.4 | 103.8 | 104.1 | 105.7 | 104.0 | 106.5 | 109.3 |

- ※ 福祉医療機構における融資データによる。
- ※ 1998年度を100とした場合の指数。

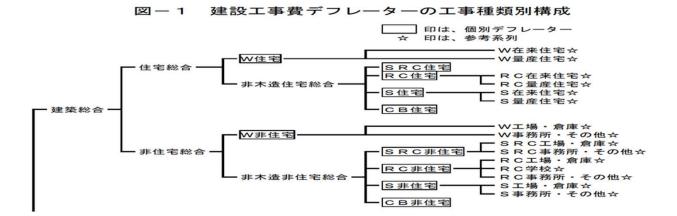


- シミュレーションの結果、定員1人当たりの建設単価については、共有スペースも含めて構成されるものであり、その大小によって大きな影響を受けることなどから、各年度における単価のバラつきが大きく、法人間で不公平が生じる恐れがある。
- 1㎡当たりの建設単価については、定員1人当たりの建設単価と比較すれば、比較的バラつきは少ない。
- ・ よって、「再生産に必要な費用」の算定に当たって、建設費や建物仕様の向上を見込むに当たっては、建設工事費デフレーターを基本としつつ、各法人における建設時の1㎡当たり建設単価と直近5年間の1㎡当たり建設単価を比較した伸び率とのいずれか高い割合を適用することとしてはどうか。
- この際、1㎡当たりの建設単価については、入所施設と通所施設とを比較すると、それほど大きな差は生じていないことから、入所施設・通所施設を区分せず、全ての施設共通の指標としてはどうか。

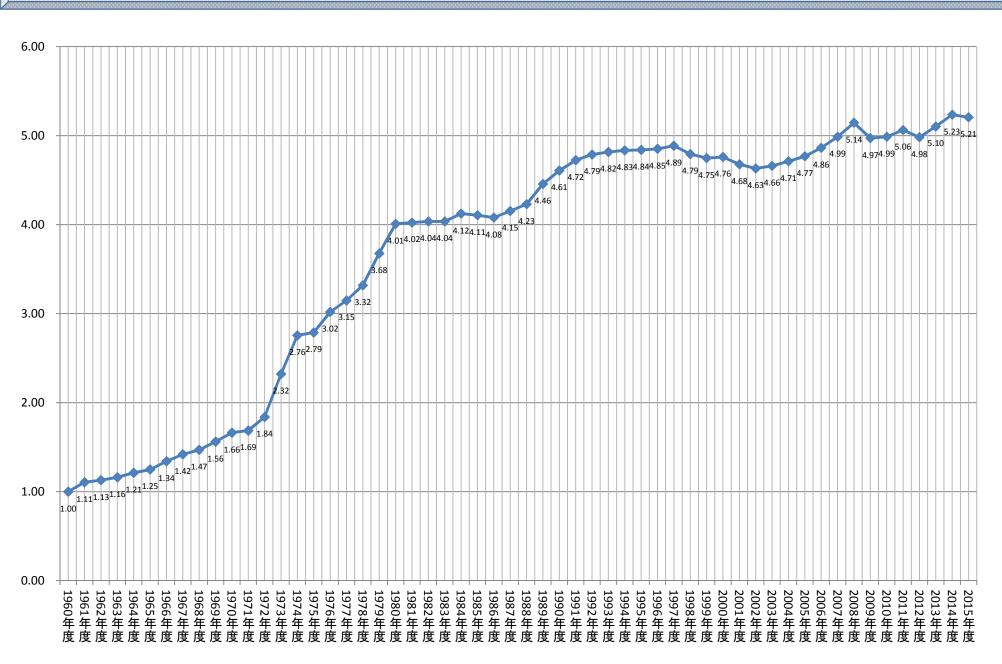
(参考1)建設工事費デフレーターの概要

国土交通省が定める、建設時と現在の工事費の差額について、建物構造等毎に、工事費単価の年次推移を指数として表示するもの

- 1. 建設工事費デフレーターの概要(平成12年基準)
- 建設工事費デフレーターは、国内の建設工事全般を対象としている。
- 建設工事の価格指数は、一般の物価指数のように市場価格の動きでは直接的にとらえることが困難なため、本デフレーターは、主として投入コスト型指数により作成されている。これは、原価を構成する資材費・労務費の価格指数をそれぞれの構成比(ウエイト)をもって総合し、当該工事の価格指数を求めるという方法である。
- この構成比は5年ごとに作成される「建設部門分析用産業連関表」の結果等を用いており、建設工事費デフレーターの基準改定についても、これに合わせ5年ごとに行っている。
- 2. 対象範囲、工事種類及び作成開始年度
- 国土交通省(旧建設省)所管土木工事費を対象とするデフレーターについては、昭和26年度から作成されており、昭和35年度からは建築工事等も加わり建設工事全般にわたって作成されている。(中略)なお、工事費デフレーターは、年度、四半期及び月次に作成されている。



(参考2)建設工事費デフレーター(建築総合)の推移



6. 「必要な運転資金」の範囲について

「必要な運転資金」の範囲について

〇「必要な運転資金」については、案1のとおり、措置費等対象施設は「年間事業活動支出の1月分」とすることとしていたところ、以下のような理由により、案2のとおり、「年間事業活動支出の3月分」としてはどうか。

| 案1 | 案2 |
|---|----------------------|
| 【介護報酬等の対象施設】 年間事業活動支出の1月分+事業未収金(実質3月分) 【措置費等対象施設】 年間事業活動支出の1月分 | 年間事業活動支出の <u>3月分</u> |

措置費等対象施設における「必要な運転資金」の取扱いについては、

- ① 小規模法人の場合、事業運営上の緊急的な支出を考慮すれば、1月分では必ずしもこれらを賄えない場合が生じ得る
- ② 措置費等対象施設についても、自治体の措置費等の交付に係る運用によっては、事業未収金が発生し、実質的に2~3か月程度の運転資金が必要となる場合がある
- ③ 介護保険施設や障害者支援施設なども併せて実施する法人においては、それぞれの施設ごとに算定する必要が生じ、事務処理が煩雑となる

などといった意見があることを踏まえ、簡便な算定方法にも配慮し、上記のとおりとしてはどうか。

平成28年8月2日第18回社会保障審議会福祉部会提出資料

- 「必要な運転資金」として控除対象となる財産については、次のような考え方に基づき、
 - ・「年間事業活動支出の1月分」+「事業未収金」としてはどうか。

【年間事業活動支出1月分の考え方】

厚生労働省が行ったサンプル調査によれば、年度末時点で1月程度の運転資金を保有していれば、年間を通じて、運営に大きな支障は生じないと見込まれることから、「年間事業活動支出の1月分」を必要な運転資金として控除する。

【事業未収金の考え方】

- 事業未収金は、あらかじめ必要な事業費について、入金前に賄う必要があることから、控除対象とする。
 - ⇒ 介護報酬等による施設については、事業未収金が2ヶ月分発生するため、実質的に計3月分が控除対象となる。
 - ⇒ 措置費又は保育所運営費により運営される施設については、原則として事業未収金が計上されないため、 実質1月分が控除対象となる。

7. 「控除対象財産」の算定例

「控除対象財産」の算定例の前提

- ① 事業用不動産等については、財産目録上の個別財産の内容が不明であるため、 貸借対照表の科目から判断。
- ② 建替に必要な財産は、基本財産における建物に係る減価償却累計額(計算書類 の注記)を使用。
- ③ 建設費等の上昇率については、建物建設から20年経過しているものと仮定し、当該経過年数に応じた建設工事費デフレーター1.07%を活用。
- ④ 一般的自己資金比率については、15%と仮定。
- ⑤ 大規模修繕費用割合については、20%とするとともに、大規模修繕は未実施 と仮定。

「控除対象財産」の算定例①-1

○ 高齢者入所施設7箇所、その他在宅サービスを運営している法人の例

【法人全体の貸借対照表】

| 【広入主体の貝旧対思衣】 | | | | | | | |
|--------------|-------|-------------|-------|--|--|--|--|
| 資産の | 部 | 負債の部 | | | | | |
| 科目 | 当年度末 | 科目 | 当年度末 | | | | |
| 流動資産 | 75億円 | 流動負債 | 2億円 | | | | |
| 現金預金 | 70億円 | 事業未払金 | 2億円 | | | | |
| 事業未収金 | 5億円 | 預り金 | 0億円 | | | | |
| 未収金 | 0億円 | 職員預り金 | 0億円 | | | | |
| 未収補助金 | 0億円 | 借受金 | 0億円 | | | | |
| その他流動資産 | 0億円 | | | | | | |
| 固定資産 | 125億円 | 固定負債 | 0億円 | | | | |
| 基本財産 | 70億円 | 退職給付引当金 | 0億円 | | | | |
| 土地 | 30億円 | 預り金 | 0億円 | | | | |
| 建物 | 40億円 | | | | | | |
| その他の固定資産 | 55億円 | 負債の部合計 | 2億円 | | | | |
| 土地 | 10億円 | 純資産の | 部 | | | | |
| 建物 | 20億円 | 基本金 | 1億円 | | | | |
| 構築物 | 1億円 | 国庫補助金等特別積立金 | 15億円 | | | | |
| 車両運搬具 | 1億円 | その他の積立金 | 22億円 | | | | |
| 器具及び備品 | 0億円 | 次期繰越活動増減差額 | 160億円 | | | | |
| 退職給付引当資産 | 0億円 | | | | | | |
| 積立資産 | 20億円 | | | | | | |
| その他の固定資産 | 3億円 | 純資産の部合計 | 198億円 | | | | |
| 資産の部合計 | 200億円 | 負債及び純資産の部合計 | 200億円 | | | | |

【活用可能な財産の算定】

「資産の部合計」200億円-「負債の部合計」2億円-「基本金」1億円-「国庫補助金等特別積立金」15億円 - 182億円



【社会福祉充実財産の算定結果】

【活用可能な財産】182億円

- 一 【事業用不動産等】89億円
- 【再生産に必要な財産】19億円
- 【必要な運転資金】6億円
- = 68億円(⇒ 社会福祉充実財産あり。)

「控除対象財産」の算定例①-2

【事業用不動産等】

【貸借対照表より抜粋】

| | 簿価 | 減価償却累計額 |
|------------|------|---------|
| 基本財産 | | |
| 土地 | 30億円 | 0億円 |
| 建物 | 40億円 | 30億円 |
| その他の固定資産 | | |
| 土地 | 10億円 | 0億円 |
| 建物 | 20億円 | 10億円 |
| 構築物 | 1億円 | 1億円 |
| 車両運搬具 | 1億円 | 1億円 |
| 器具及び備品 | 0億円 | 3億円 |
| その他の固定資産 | 3億円 | 0億円 |
| その他の固定資産合計 | 35億円 | 15億円 |

※ 制度改正後は財産目録で判断。

「土地(基本財産)」30億円+「建物 (基本財産)」40億円+その他の固定 資産35億円-基本金1億円-国庫補助 金等特別積立金15億円-対応負債O円 = 89億円

- ※ 対応負債
 - ① 1年以内返済予定設備資金借入金・〇円
 - ② 設備資金借入金····O円
 - ③ 1年以内返済予定リース債務・・・〇円
 - ④ リース債務・・・・・・・・・・・・○円

1+2+3+4 = 0

【再生産に必要な財産】

【計算書類に係る注記より抜粋】

| | 簿価 | 減価償却累計額 |
|------------|------|---------|
| 基本財産 | | |
| 土地 | 30億円 | 0億円 |
| 建物 | 40億円 | 30億円 |
| その他の固定資産 | | |
| 土地 | 10億円 | 0億円 |
| 建物 | 20億円 | 10億円 |
| 構築物 | 1億円 | 1億円 |
| 車両運搬具 | 1億円 | 1億円 |
| 器具及び備品 | 0億円 | 3億円 |
| その他の固定資産 | 3億円 | 0億円 |
| その他の固定資産合計 | 35億円 | 15億円 |

※ 制度改正後は財産目録で判断。

(1)建物の建替費用)

「減価償却累計額」40億円×建設単価等上昇率1.07×一般的自己資金比率15%=6億円

(②大規模修繕費用)

40億円×大規模修繕費割合0.2=8億円

(③その他固定資産の再取得費用) 5億円

(1)+(2)+(3) = 19億円

【必要な運転資金】

【資金収支計算書】

| | | 勘定科目 | 決算額 |
|----|-------------|--------------|------|
| П | | 介護保険事業収入 | 30億円 |
| | | 老人福祉事業収入 | 4億円 |
| _ | ılπ | 介護保険外収入 | 1億円 |
| | 収 | 経常経費寄付金収入 | 0億円 |
| 業活 | $^{\prime}$ | 受取利息配当金収入 | 0億円 |
| 動 | | その他の収入 | 0億円 |
| 判に | | 事業活動収入計 | 35億円 |
| ょ | | 人件費支出 | 17億円 |
| るる | | 事業費支出 | 4億円 |
| 収 | 支 | 事務費支出 | 2億円 |
| 支 | 出 | 利用者負担軽減額 | 0億円 |
| | | その他の支出 | 0億円 |
| | | 事業活動支出計 | 23億円 |
| Ш | | 事業活動資金収支差額計 | 12億円 |
| | | 施設設備等資金収支差額計 | ▲3億円 |
| | | その他の活動収支差額計 | ▲8億円 |
| | | 当期資金収支差額合計 | 1億円 |

(年間事業活動支出の3月分) 23億円÷12月×3 = 6億円

「控除対象財産」の算定例2-1

○ 高齢者入所施設7箇所、病院1箇所、その他在宅サービスを運営している法人の例

【法人全体の貸借対照表】

| 資産の | 部 | 負債の部 | | | |
|----------|-------|-----------------|-------|--|--|
| 科目 | 当年度末 | 科目 | 当年度末 | | |
| 流動資産 | 30億円 | 流動負債 | 5億円 | | |
| 現金預金 | 20億円 | 事業未払金 | 4億円 | | |
| 有価証券 | 0億円 | 1年以内返済予定設備資金借入金 | 1億円 | | |
| 事業未収金 | 10億円 | 1年以内返済予定リース債務 | 0億円 | | |
| 未収金 | 0億円 | 預り金 | 0億円 | | |
| 立替金 | 0億円 | 職員預り金 | 0億円 | | |
| その他流動資産 | 1億円 | 前受金 | 0億円 | | |
| 固定資産 | 150億円 | 固定負債 | 45億円 | | |
| 基本財産 | 60億円 | 設備資金借入金 | 40億円 | | |
| 土地 | 5億円 | リース債務 | 1億円 | | |
| 建物 | 60億円 | 退職給付引当金 | 3億円 | | |
| その他の固定資産 | 90億円 | 長期預り金 | 0億円 | | |
| 土地 | 0億円 | その他の固定負債 | 1億円 | | |
| 建物 | 2億円 | 負債の部合計 | 50億円 | | |
| 構築物 | 1億円 | 純資産 <i>0.</i> | 部 | | |
| 機械及び装置 | 0億円 | 基本金 | 15億円 | | |
| 車両運搬具 | 0億円 | 国庫補助金等特別積立金 | 60億円 | | |
| 器具及び備品 | 7億円 | その他の積立金 | 20億円 | | |
| 有形リース資産 | 1億円 | 次期繰越活動増減差額 | 40億円 | | |
| ソフトウェア | 0億円 | | | | |
| 退職給付引当資産 | 4億円 | | | | |
| 積立資産 | 15億円 | | | | |
| その他の固定資産 | 60億円 | 純資産の部合計 | 130億円 | | |
| 資産の部合計 | 185億円 | 負債及び純資産の部合計 | 185億円 | | |

【活用可能な財産の算定】

「資産の部合計」185億円-「負債の部合計」50億円-「基本金」15億円-「国庫補助金等特別積立金」60億円 = 60億円



【社会福祉充実財産の算定結果】

【活用可能な財産】60億円

- 一 【事業用不動産等】19億円
- 【再生産に必要な財産】54億円
- 【必要な運転資金】18億円
- = ▲31億円(⇒ 社会福祉充実財産なし。)

「控除対象財産」の算定例②-2

【事業用不動産等】

【貸借対照表より抜粋】

| | 簿価 | 減価償却累計額 |
|------------|------|---------|
| 基本財産 | | |
| 土地 | 5億円 | 0億円 |
| 建物 | 60億円 | 100億円 |
| その他の固定資産 | | |
| 土地 | 0億円 | 0億円 |
| 建物 | 2億円 | 2億円 |
| 構築物 | 1億円 | 4億円 |
| 機械及び装置 | 0億円 | 1億円 |
| 車両運搬具 | 0億円 | 1億円 |
| 器具及び備品 | 7億円 | 10億円 |
| 有形リース資産 | 1億円 | 1億円 |
| ソフトウェア | 0億円 | 1億円 |
| その他の固定資産 | 60億円 | 0億円 |
| その他の固定資産合計 | 71億円 | 20億円 |

※ 制度改正後は財産目録で判断。

「土地(基本財産)」5億円+「建物 (基本財産)」60億円+その他の固定 資産71億円-基本金15億円-国庫補 助金等特別積立金60億円-対応負債4 2億円= 19億円

- ※ 対応負債
- ① 1年以内返済予定設備資金借入金
 - ••••1億円
- ② 設備資金借入金・・・・・・40億円
- ③ 1年以内返済予定リース債務・・・O億円
- ④ リース債務・・・・・・・・1億円

1+2+3+4 = 42 (ET)

【再生産に必要な財産】

【計算書類に係る注記より抜粋】

| | 簿価 | 減価償却累計額 |
|------------|------|---------|
| 基本財産 | | |
| 土地 | 5億円 | 0億円 |
| 建物 | 60億円 | 100億円 |
| その他の固定資産 | | |
| 土地 | 0億円 | 0億円 |
| 建物 | 2億円 | 2億円 |
| 構築物 | 1億円 | 4億円 |
| 機械及び装置 | 0億円 | 1億円 |
| 車両運搬具 | 0億円 | 1億円 |
| 器具及び備品 | 7億円 | 10億円 |
| 有形リース資産 | 1億円 | 1億円 |
| ソフトウェア | 0億円 | 1億円 |
| その他の固定資産 | 60億円 | 0億円 |
| その他の固定資産合計 | 71億円 | 20億円 |

※ 制度改正後は財産目録で判断。

(1)建物の建替費用)

「減価償却累計額」102億円×建設単価等上昇率1.07×一般的自己資金比率15% = 16億円

(②大規模修繕費用)

102億円×大規模修繕費割合0.2

= 20億円

(③その他固定資産の再取得費用) 18億円

1+2+3 = 54億円

【必要な運転資金】

【資金収支計算書】

| | 勘定科目 | 決算額 |
|------|--------------|-------|
| | 介護保険事業収入 | 30億円 |
| | 老人福祉事業収入 | 10億円 |
| U | 医療事業収入 | 20億円 |
| 事以 | その他の事業収入 | 3億円 |
| 事人業 | その他の収入 | 1億円 |
| 活 | その他 | 1億円 |
| 動 | 事業活動収入計 | 65億円 |
| 12 | 人件費支出 | 50億円 |
| ょ | 事業費支出 | 10億円 |
| る支 | 事務費支出 | 10億円 |
| HX L | 制用石包扣整测组 | 0億円 |
| 域 | 支払利息支出 | 0億円 |
| | その他の支出 | 0億円 |
| | 事業活動支出計 | 70億円 |
| | 事業活動資金収支差額計 | ▲5億円 |
| | 施設設備等資金収支差額計 | ▲10億円 |
| | その他の活動収支差額計 | 10億円 |
| | 当期資金収支差額合計 | ▲5億円 |

(年間事業活動支出の3月分) 70億円÷12月×3 = 18億円

「控除対象財産」の算定例3-1

〇 保育所1箇所を運営している法人の例

【法人全体の貸借対照表】

| 科目 | | 負債の部 | | | |
|----------|-------|-----------------|-------|--|--|
| | 当年度末 | 科目 | 当年度末 | | |
| 流動資産 | 0.2億円 | 流動負債 | 0.2億円 | | |
| 現金預金 | 0.2億円 | 事業未払金 | 0.1億円 | | |
| | | 1年以内返済予定設備資金借入金 | 0.1億円 | | |
| 固定資産 | 2.8億円 | 固定負債 | 0.8億円 | | |
| 基本財産 | 2.0億円 | 設備資金借入金 | 0.7億円 | | |
| 建物 | 2.0億円 | 退職給付引当金 | 0.1億円 | | |
| その他の固定資産 | 0.8億円 | | | | |
| 構築物 | 0.1億円 | | | | |
| 機械及び装置 | 0.1億円 | | | | |
| 器具及び備品 | 0.1億円 | 負債の部合計 | 1.0億円 | | |
| 退職給付引当資産 | 0.1億円 | 純資産の | 部 | | |
| 積立資産 | 0.4億円 | 基本金 | 0.2億円 | | |
| | | 国庫補助金等特別積立金 | 1.0億円 | | |
| | | その他の積立金 | 0.4億円 | | |
| | | 次期繰越活動増減差額 | 0.3億円 | | |
| | | 純資産の部合計 | 1.9億円 | | |
| 資産の部合計 | 3億円 | 負債及び純資産の部合計 | 2.9億円 | | |

【活用可能な財産の算定】

「資産の部合計」3億円-「負債の部合計」1億円-「基本金」 O. 2億円-「国庫補助金等特別積立金」1億円 = <u>O. 8億円</u>



【社会福祉充実財産の算定結果】

【活用可能な財産】O. 8億円

- 一 【事業用不動産等】O. 3億円
- 【再生産に必要な財産】O.2億円
- 【必要な運転資金】O.2億円
- = 0.1億円(⇒ 社会福祉充実財産あり。)

「控除対象財産」の算定例3-2

【事業用不動産等】

【貸借対照表より抜粋】

| | 簿価 | 減価償却累計額 | | | | |
|------------|-------|---------|--|--|--|--|
| 基本財産 | | | | | | |
| 建物 | 2億円 | 0.5億円 | | | | |
| その他の固定資産 | | | | | | |
| 構築物 | 0.1億円 | 0億円 | | | | |
| 機械及び装置 | 0.1億円 | 0億円 | | | | |
| 器具及び備品 | 0.1億円 | 0億円 | | | | |
| その他の固定資産合計 | 0.3億円 | 0億円 | | | | |

※ 制度改正後は財産目録で判断。

「土地(基本財産)」O億円+「建物 (基本財産)」2億円+その他の固定 資産O.3億円-基本金O.2億円-国庫補 助金等特別積立金1億円-対応負債O.8 億円= O.3億円

- ※ 対応負債
 - ① 1年以内返済予定設備資金借入金

· · · · O.1億円

- ② 設備資金借入金·····O.7億円
- ③ 1年以内返済予定リース債務・・・○億円
- 4 リース債務・・・・・・・・・・○億円

1+2+3+4 = 0.8

【再生産に必要な財産】

【計算書類に係る注記より抜粋】

| | 簿価 | 減価償却累計額 | | | | |
|------------|-------|-----------|--|--|--|--|
| 基本財産 | | | | | | |
| 建物 | 2億円 | 2億円 0.5億円 | | | | |
| その他の固定資産 | | | | | | |
| 構築物 | 0.1億円 | 0億円 | | | | |
| 機械及び装置 | 0.1億円 | 0億円 | | | | |
| 器具及び備品 | 0.1億円 | 0億円 | | | | |
| その他の固定資産合計 | 0.3億円 | 0億円 | | | | |

※ 制度改正後は財産目録で判断。

(①建物の建替費用)

「減価償却累計額」O.5億円×建設単価等上昇率1.07×一般的自己資金比率1.5% = 0.1億円

(②大規模修繕費用)

- 0.5億円×大規模修繕費割合0.2
- = O.1億円
- (③その他固定資産の再取得費用) O億円

1+2+3 = 0.2億円

【必要な運転資金】

【資金収支計算書】

| _ | | | |
|-------------|--------------|-------------------------|-------------------------|
| 勘定科目 | | 勘定科目 | 決算額 |
| 事収 | | 保育事業収入 その他の収入 | 1億円 0.1億円 |
| 業活 | \ | 事業活動収入計 | 1.1億円 |
| 動に支 | 支出 | 人件費支出 事業費支出 事務費支出 | 0.7億円 0.1億円 0.1億円 |
| る収 | | 事業活動支出計 | 0.9億円 |
| 支 | | 事業活動資金収支差額計 | 0.2億円 |
| | 施設設備等資金収支差額計 | | ▲0.1億円 |
| その他の活動収支差額計 | | その他の活動収支差額計 | O億円 |
| | 当期資金収支差額合計 | | 0.1億円 |

(年間事業活動支出の3月分) O.9億円÷12月×3 = <u>O.2億円</u>

8. 控除対象財産等に係る今後の検討課題

控除対象財産等に係る今後の検討事項

【総論関係】

- 社会福祉充実計画を策定しなければならない財産額の最低規模
 - ・ 社会福祉充実財産が極めて少額に留まる場合、実質的に、計画を策定し、事業を実施することが困難であるが、具体的にどの程度当該財産が生じた場合に、計画の策定を義務付けることとするか。

【事業用不動産関係】

- 遊休不動産等の取扱い
- ・ 遊休不動産等については、原則控除対象とはならないが、新たな施設の建設用の土地など、具体的な活 用方策が決まっている場合には例外的な取扱いが必要ではないか。
- 施設を所有していない法人の取扱い
 - ・ 連絡又は助成事業を実施している法人等(施設を所有していない法人)については、将来的に建物の自己所有を計画しているなどの場合、「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」及び「再生産に必要な財産」の控除がなされず、控除対象財産が著しく少額となることから、一定の配慮が必要ではないか。
- ◆ 上記に加え、制度施行後、各法人における社会福祉充実財産の保有状況等を踏まえつつ、自己 資金比率の水準などについて、検証を加え、必要な見直しを行うこととする。